

## 仕様書

### 1 業務名

重大家畜伝染病※発生に備えた防疫資材管理、搬送委託業務

※兵庫県危機管理基本方針で想定される危機として示す高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱を指す。

### 2 目的

重大家畜伝染病の発生に備え、本県が備蓄する初動防疫に必要な防疫資材（以下「資材」という。）を、防疫資材備蓄倉庫（以下、「倉庫」という。）において保管・管理（棚卸作業、劣化状況調査を含む）し、発生時に迅速かつ効率的に資材を供給できる体制を構築することを本業務の目的とする。

### 3 業務委託期間

令和4年9月1日～令和9年8月31日（5年間）

### 4 本仕様書中で用いる用語の定義

(1) 委託者：兵庫県（畜産課、家畜保健衛生所、農林（水産）振興事務所）

(2) 受託者：本入札における落札事業者

(3) 運賃料金設定書：受託者が別に定める運賃及び料金並びにその適用方法が記載されたもの

### 5 委託内容

(1) 資材を保管、管理するための倉庫の確保

倉庫の条件は、下記のとおりとする。

ア 立地：兵庫県姫路家畜保健衛生所から自動車を利用し概ね1時間以内で到着できる場所にあること。

※兵庫県姫路家畜保健衛生所

〒679-2166 姫路市香寺町中村 595-15

イ 延床面積：250㎡以上

別添1「防疫資材一覧」に記載する資材を概ね収納できることとし、別添2「防疫資材一覧にかかる留意事項」に留意のうえスペースが確保できることを前提とする。

ウ 高さ：保管スペースの高さが5.5m以上あること。

エ 保管環境

(ア)風雨に晒されることなく資材を保管できる倉庫で、温度、湿度、建築

構造等の影響による資材の破損、汚損等が生じないような環境であること。

(イ) 施錠可能であること。

オ その他

(ア) パレット (1.1m×1.1m) 単位での資材保管が可能であること。

(イ) 倉庫内に既存のパレット収容棚があれば、当該棚を利用可能であること。既存の棚が無い場合、不足する場合は、委託者が別途購入するパレット収容棚が設置、利用可能であること。

(ウ) 全ての品目について、必要時に速やかに取り出せるように、フォークリフトの通行可能なスペースを確保すること。

(エ) 国土交通省から登録をうけた営業倉庫であること。

(オ) 中型車 (4 t) 以上の車両で資材の搬出入ができる倉庫であること。

## (2) 倉庫への資材の搬入

ア 搬入方法等

初年度は、資材をナンバリング<sup>※1</sup>した上で、倉庫内へ搬入<sup>※2</sup>、配置すること。倉庫内の配置にあたっては、面積を有効活用し、円滑に搬出できる配置を委託者と協議の上決定すること。

※1：平積みで保管する資材は品目ごと、パレット、カゴ台車で保管する資材については、梱包の単位でナンバリングすること。

※2：搬入時は、搬入倉庫にて、本県職員の指示のもと梱包作業を実施すること。搬入後の資材の置き換えが必要となった場合は、適宜対応すること。

イ 成果物

資材の搬入・配置が完了した後、1ヶ月以内に資材リスト（エクセルファイル等で資材の数量等を示した物）及びレイアウトマップのデータを、メールもしくはデータを保存したCD等にて納品する。

## (3) 資材の保管、管理

ア 資材の棚卸作業

(ア) 目視による劣化状況調査を含めた棚卸作業を実施し、各資材の数量確認を行うとともに、委託者が保有する資材リスト上の在庫数量と差異があれば再調査を行い、正しい在庫数量を確定すること。

(イ) 資材品目や数量、もしくは配置場所に変更があった場合、受託者が在庫リストもしくはレイアウトマップを更新し、発生時に資材を円滑に使用できる状態に保つこと。

- (ウ) 令和5年度～令和8年度に、各年度原則1回(計4回)実施すること。
- (エ) 棚卸作業にかかる人件費、倉庫内でのパレットの移動費等は、別途請求すること。
- (オ) 汚染、破損等、資材の状態に問題がある場合は写真撮影し、委託者へ報告すること。
- (カ) 必要に応じて、棚卸作業(資材の更新)に合わせて委託者が購入した新しい資材を搬入、配置するとともに、委託者が指定する保管中の資材を搬出すること。また、家畜伝染病発生後の資材補充時も同様に搬入、配置すること。搬出した資材の搬送を受託者が実施した場合は、運賃料金設定書に基づき、搬送に要した費用を別途請求すること。

#### (4) 家畜伝染病発生時の資材搬送

##### ア 搬送日時：委託者が指示した日時

(土、日、祝日、年末年始を含み、時間帯を問わない)

##### イ 搬送する資材とその数量

搬送する資材、数量は、発生した家畜伝染病の種類、殺処分対象となる家畜の種類、その頭羽数により異なるため、発生の都度、委託者が指示する。指示は、原則として書面で行うが、緊急又は搬送資材の種類、数量が少量の場合はこの限りでない。

##### ウ 搬送先

委託者が指定した下記の場所に搬送すること。

##### (ア) 家畜伝染病の発生農場(兵庫県下全域)

##### (イ) 消毒ポイント\*

※家畜伝染病のまん延を防止するため、家畜伝染病予防法に基づき、発生農場周辺(1km圏、3km圏、10km圏)に畜産関係車両を消毒する消毒ポイントを設定する(8カ所程度)。

##### (エ) 県民局(防疫作業従事者の集合場所)

##### (オ) その他、委託者が必要と認め、受託者に指示した場所

##### エ 搬送時間

速やかに防疫措置を開始できるよう、上記搬送先に委託者が指示した資材が到着するまでの時間は、指示後原則6時間以内とする。以降、防疫措置を実施している間は、委託者の指示に従い、必要に応じて可能な限り後続便を手配し、資材の搬送を継続すること。

##### オ 搬送車両等

資材の積載及び資材運搬に必要な人員、車両、フォークリフト等の

機材（オペレーターを含む）は受託者が確保すること。

また、車両の確保に当たっては、農場への進入路幅に合わせて車種（中型車又は大型車）が選択できるようにすること。

#### カ 搬送費用

本入札にあたっては、家畜伝染病発生時の資材搬送費用を積算しないこととし、搬送に要した経費は、受託者が定める運賃料金設定書を参考に算出し、委託者と受託者が協議した上で、発生の都度委託者へ請求すること。ただし、本入札にあたっては、入札者が直前に提出した運賃料金設定書の写しを提出すること。

### 6 委託料の支払い

#### (1) 支払回数

受託者は、当該月分の委託料の合計を、翌月 10 日までに請求することができる。

#### (2) 支払期日

委託者は、請求書を受理した日から起算して 30 日以内に委託料を支払うものとする。

### 7 委託料に含まないもの

下記に要する経費は、経費が生じた際に、受託者から委託者へ請求すること。

- (1) 初回の資材搬入、倉庫内への配置
- (2) 資材更新時の資材搬送
- (3) 家畜伝染病発生時の資材搬送
- (4) 棚卸作業
- (5) 資材の搬出訓練

### 8 注意事項等

- (1) 棚卸日については、あらかじめ委託者と協議した上で決定すること。
- (2) 家畜伝染病発生時に事故や天災等やむを得ない事情により資材搬送等が実施できない場合や遅延が生じる場合には、速やかに委託者へ連絡し指示を受けること。
- (3) 資材の汚損及び破損等の事故が発生しないよう十分配慮すること。
- (4) 発生農場での資材の荷下ろしについては、農場でのフォークリフト等の確保状況により、やむを得ず協力を依頼する場合がある。
- (5) 本県における家畜伝染病発生時以外（他県での家畜伝染病発生、新型コロナ対応等）でも、委託者が指示した場合は、倉庫を開錠の上、資材搬

送トラックへの積込を実施すること。また、必要に応じ、委託者と別途協議の上、資材搬送を実施すること。

- (6) 必要に応じ、委託者と連携して資材の搬出訓練を実施すること。訓練は平日の日中とし、詳細は委託者と事前の打合せにより決定すること。
- (7) 受託者は、本業務の実施の過程で本県が開示した情報、本業務の履行中に知り得た情報及び受託者が作成した情報（公知の情報を除く）を、本業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。
- (8) 入出庫中および保管中に、受託者の過失により資材に過度な破損を生じた際には、速やかに委託者に報告の上、受託者の責任で原状回復を行うこと。
- (9) 家畜伝染病発生時の資材搬送にあたっては、消毒ポイントの経由、ドライバーのブーツカバー着用等、まん延防止対策を徹底すること。  
※ドライバーのブーツカバーは委託者が準備すること。
- (10) 発生農場等で防疫作業に従事する本県職員と資材を搬送するドライバーが確実に連絡をとれるよう、ドライバーの連絡先は、委託者と共有すること。
- (11) 落札後、契約の締結までの期間は、原則1カ月以内とし、契約から5（2）で定める資材の搬入は、契約の締結から2カ月以内とすること。
- (12) 仕様がない事項又は仕様について生じた疑義については、委託者と受託者で協議のうえ解決すること。

別添1 防疫資材一覧

1 パレットに積載する資材

品名	倉庫搬入量	1箱あたりの個数、枚数	箱数	1箱あたりの大きさ		
				縦 (cm)	横 (cm)	高さ (cm)
防護服(内側用)	10,000	100	100	38	44	61
防護服(外側用)						
養生テープ(装備目張り用)	390	30	13	26	39	26
薄手ゴム手袋(医療用)	10,000	1,000	10	50	26	39
マスク(サージカル)	10,000	2,000	5	53	39	38
消石灰	2,870	1	2,870	62	42	12
サンダル(移動用)	1,000	20	50	35	26	47
ゴーグル	5,000	100	50	47	37	83
眼鏡バンド	500	72	7	25	28	16
厚手ゴム手袋(アウター用)	12,000	120	100	45	28	62
ゴム長靴	900	6	150	53	74	37
マスク(N95 防塵含む)	12,000	240	50	44	33	45
厚手ゴミ袋	20,000	1,000	20	52	17	31
結束バンド	30,000	1,000	30	30	30	30
フレコンバッグ(1t 内袋あり【優先】)	2,000	10	200	70	45	35
フレコンバッグ(1t 内袋なし)	2,200	10	220	70	45	35
埋却用シート	3	1	3	65	125	25
埋却用シート(大型ブルーシート)10m×10m	80	1	80	55	45	22
長靴カバー	8,600	1,000	9	33	42	33
シューズカバー	9,600	100	96	30	20	20
防寒着	100	20	5	40	60	35
ビブス	400	80	5	35	50	45
手動噴霧器	50	1	50	20	20	40
ブルーシート(中型) 上段:4.5m×4.5m 下段:3.6m×5.4m	20 100	1 5	20 20	50 50	72 72	7 7
雨ガッパ(上下セット)	300	12	25	43	60	22
Tシャツ	1,600	60	27	40	50	33
下着	220	110	2	30	60	50
ズボン	220	50	4	55	45	45
靴下	1,600	200	8	50	40	60
ラップフィルム	200	6	33	54	45	23
安全長靴	200	6	33	53	74	37
密閉容器フタ	9,800	20	490	48	35	40
密閉容器(ミッペール等)※1	9,800	1	9,800	45	35	37
※1 密閉容器の保管方法は、別添2留意事項に定める。				合計パレット枚数		
				うち密閉容器		
				3段棚使用パレット		

2 カゴ台車に積載する資材

品名	倉庫搬入量	カゴ台車1台に入る個数	カゴ台車番号	縦 (cm)	横 (cm)	高さ (cm)
ボンベ接続用ホース(スノーホーン等)	20	20	No.1	-	-	-
洗車ブラシ	20	20	No.2	-	-	-
買い物かご	30	30	No.2	-	-	-
水道用ホース(長さ30m)巻き取り付	10	10	No.2	-	-	-
軍手	240	240	No.2	-	-	-
携行缶	40	40	No.3	-	-	-
標識用トラロープ	2	2	No.3	-	-	-
竹ぼうき	30	30	No.4	-	-	-
デッキブラシ(長柄)	100	100	No.5	-	-	-
丸スコップ	30	30	No.6	-	-	-
角スコップ	30	30	No.6	-	-	-
杭	270	270	No.7	-	-	-
台車	110	140	No.8-18	60	90	25
台車 大	30	30	No.19-20	90	60	30
コンテナ(踏込消毒槽)	9	9	No.21	-	-	-
コードリール	10	10	No.21	-	-	-
水タンク(20ℓ活栓付)手洗用	6	6	No.21	-	-	-
ドンゴロス(麻袋)	220	220	No.22	-	-	-
合計			22台			

・カゴ台車1台の規格は0.6m×0.8mとし、22台分では、0.6\*0.8\*22=11㎡

3 倉庫床面に平積みする資材

品名	倉庫搬入量	重ねる個数	塊個数 ①	1塊あたり面積		必要面積 (㎡) ①*②*③
				縦(m) ②	横(m) ③	
パレット(農場→焼却場or埋却地搬出用)※2	1,000	20	40	1.1	1.1	48.4
テント(本体)	5	1	5	1.6	0.5	4
テント(天幕)	5	1	5	0.5	0.5	1.25
脚立	10	5	2	2.1	0.7	2.94
立入禁止看板	3	3	1	1.4	0.6	0.84
ペール缶(ポリバケツ)	100	12	9	0.4	0.5	1.8
ペール缶(ポリバケツ フタ)	100	12	9	0.4	0.5	1.8
コンパネ	150	50	3	0.9	1.8	4.86
ボンベ用キャリー	20	1	20	0.6	0.5	6
一輪車	20	10	2	1.4	0.6	1.68
通行規制コーン(ベッド付)・パー	80	20	4	0.4	0.4	0.64
ローラーコンベア	10	10	1	1.5	0.3	0.45
パイプ椅子	30	30	1	0.4	0.9	0.36
タンク	3	2	2	1.0	1.0	2
合計						77.62

※2 パレットは、パレット収容棚で保管する資材の底敷きとして利用し、残りを平積みで保管する。表の記載は、パレット収容棚の底敷きに1,000枚のうち200枚を使用した場合で、その場合、20パレットを積み重ね、40塊を平積みすることとなる(留意事項参照)。

## 別添2 別添1「防疫資材一覧」にかかる留意事項

### 1 倉庫内での保管方法

資材の保管方法は、別紙1「防疫資材一覧」の区分に沿った3通りとする。

#### (1)パレットに積載する資材

①1箱あたりの大きさ、箱数をもとに、必要パレット枚数を算出し、パレット収容棚にて保管する。

1パレット1品目を基本とするが、1品目の数量、容積が少なく、他の資材と合わせて積載できる場合は、この限りではない。

②ただし、密閉容器は、下記2で指定する保管方法とする。

#### (2)カゴ台車に積載する資材

①カゴ台車の規格は、(幅)0.8m×(奥行)0.6m 耐荷重500kgとする。

②資材一覧でカゴ台車番号が同一の資材は、同じカゴ台車に積載する。

③カゴ台車で保管する資材は、カゴ台車22台分となる。

④全てのカゴ台車が速やかに取り出せるような配置とする。

#### (3)倉庫床面に平積みする資材

①1個ずつ並べるよりも、重ねて保管した方が面積を有効に利用できる資材は、一覧表に記載のとおり重ねて保管し、資材ごとの塊で保管する。

②パレットは、1(1)の資材積載に使用し、残りを20個ずつ積み上げて山積みで保管する。

(例) 備蓄1,000枚のうち、200枚を資材積載に使用すると算出した場合、残り800枚を、20個ずつ40本の塊で床面に積み上げる。

### 2 密閉容器(9,800個)の保管方法

1パレット(1.1m×1.1m)に140個(20個ずつ重ねたものを7本)積載。

パレット収容棚は利用しない。

⇒ $9,800 \div 140 = 70$ パレット

